

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成27年4月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成27年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シーター
- 3 代表者の氏名
猪狩 豊子
- 4 主たる事務所の所在地
魚沼市江口199番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害を持つ子どもたちが、充実した生活を送ることができるよう支援し、又、在日外国人の地域での生活を円滑にするための支援を行い、社会全体の生活文化の向上と発展に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
 - (3) 社会教育の推進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
（事務所） 第2条 この法人は、事務所を新潟県魚沼市<u>大沢526番地</u>に置く。 （目的） 第3条 この法人は子どもたちが、<u>充実した生活を送ることができるよう支援し、又、在日外国人の地域での生活を円滑にするための支援を行い、又、地域の自然環境の保全調査と育成を図ることにより、社会全体の生活文化の向上と発展に寄与することを目的とする。</u> （特定非営利活動の種類） 第4条 （略） （1）～（3） （略） <u>（4） 自然環境の保全を図る活動</u> （事業） 第5条 （略） （1） 子どもたちの社会参加・自立に向けた体験交流事業 （2） 子どもたちの生きがいある居場所をつくるための研修・啓発事業 （3） 在日外国人の日常生活における支援事業	（事務所） 第2条 この法人は、事務所を新潟県魚沼市<u>江口199番地</u>に置く。 （目的） 第3条 この法人は心身に障害を持つ子どもたちが、<u>充実した生活を送ることができるよう支援し、又、在日外国人の地域での生活を円滑にするための支援を行い、社会全体の生活文化の向上と発展に寄与することを目的とする。</u> （特定非営利活動の種類） 第4条 （略） （1）～（3） （略） （事業） 第5条（略） （1） <u>心身に障害を持つ</u>子どもたちの社会参加・自立に向けた体験交流事業 （2） <u>心身に障害を持つ</u>子どもたちの生きがいある居場所をつくるための研修・啓発事業 （3） 在日外国人の<u>日常会話の習得を主とした日常生活における支援事業</u>

<u>(4) 地域の山野に自生する、草花の育成を促進する事業</u> (権能) 第23条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び<u>活動予算</u>並びにその変更 (5) 事業報告及び<u>活動決算</u> (6)～(10) (略) (事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 (略) (定款の変更) 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</u> (残余財産の帰属) 第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、<u>法第11条第3項に掲げる者のうち総会で選定された者に譲渡するものとする。</u>	(権能) 第23条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び<u>収支予算</u>並びにその変更 (5) 事業報告及び<u>収支決算</u> (6)～(10) (略) (事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 (略) (定款の変更) 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</u> (残余財産の帰属) 第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、<u>総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に寄付するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u>
--	---